

平成 29 年 3 月

農 地 部 会 議 事 録

坂 出 市 農 業 委 員 会

会 議 名	29年3月 農地部会		
日 時	平成29年3月17日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
会 長 18 平 田 正 幸	○	農地部会長 26 大 原 眞 路	○	事務局長 細 川 英 樹	○
会長職務代理 21 新 谷 豊 敏	○	農政部会長 6 松 下 良 夫	○	事務局長補佐 藤 井 良 清	○
会長職務代理 29 中 村 康 男	欠	農地部会長職務代理 20 大 西 和 男	○	次長 岡 崎 伸 一 郎	○
		農政部会長職務代理 25 梶 野 方 伯		書記 田 路 幸 子	○

農 地 部 会	
氏 名	出 欠
4 綾 野 英 晴	○
5 梶 野 和 幸	○
7 藤 井 正 和	欠
8 吉 川 昭 男	○
9 大 久 保 久 雄	○
10 酒 本 修	○
12 町 川 博 俊	○
15 河 崎 正 一	○
16 楠 井 常 夫	欠
24 猪 熊 重 敏	○
27 若 杉 輝 久	欠
31 小 原 邦 彦	○

18名中 **14** 名出席

欠席届出 楠 井 常 夫

中 村 康 男

藤 井 正 和

## 議事日程

### 議案

第1号議案	農地法第3条許可申請	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	1 件	田 畑	585.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	2 件	田 畑	58.00 m <sup>2</sup> 41.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	13 件	田 畑	7,584.00 m <sup>2</sup> 951.58 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	1 件	田 畑	277.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	31 件	田 畑	57,555.00 m <sup>2</sup> 12,516.00 m <sup>2</sup>
第8号議案	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更	1 件	田 畑	765.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
合 計		49 件	田 畑	66,824.00 m <sup>2</sup> 13,508.58 m <sup>2</sup>

# 農 地 部 会 議 事 録

- 1 . 日 時 平成29年 3 月17日 (金) 午前 9時00分～
- 2 . 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
- 3 . 議 案 1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

細川事務局長 おはようございます。  
定刻がまいりましたので、ただいまより3月の農地部会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第2号議案から第8号議案まで合計49件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中14名の出席を頂いており、本部会が成立していることをご報告いたします。

また、7番 藤井 委員さん、16番 楠井 委員さん、29番 中村 委員さん から 欠席の連絡をいただいております。

細川事務局長 また、恐れ入りますが、議案の訂正がございます。議案の10ページをお開きください。第7号議案 農地利用集積計画書の10番につきまして、農地部会で審議するため議案書に載せておりましたが、貸付人(所有者)から取り下げる旨の連絡がありましたので、取下げになります。

その取り下げに伴い、議案1ページの目次欄の 第7号議案 農地利用集積計画書の件数 32件を 31件に、田の面積 58,140㎡を 57,555㎡に訂正をお願いいたします。

先程申し上げました 合計件数 49件は、訂正後の件数になっております。

それでは、坂出市農業委員会部会会議規定第7条の規定により大原農地部会長に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

大原部会長 あらためて、おはようございます。  
お彼岸が近づき、だいぶ気温も上がりしのぎやすくなってまいりました。  
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、早朝よりご出席を賜りまして、ありがとうございます。  
さっそくではございますが、議事に移りたいと思います。

本日の署名委員を  
9番 大久保 委員さんと  
21番 新谷 委員さんの お二人にお願いします。  
次に、今月の現地調査につきましては、  
5番 梶野 委員さん  
8番 吉川 委員さん  
15番 河崎 委員さんと 私で、昨日の3月16日(木)に実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。  
それでは、議事に入らせていただきます。

大原部会長 第2号議案「農地法第18条 合意解約」1件を議題に供します。  
事務局の説明をお願いします。

田路書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について  
ご説明いたします。

1番、…、面積 585㎡。【議案読み上げ】

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条合意解約」  
1件 を受理し、処理してまいります。  
続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に  
供します。

なお、第3号議案の1番、2番につきましては、現地調査を実施して

大原部会長

おります。

8番 吉川 委員 さんに 現地調査の報告をお願いいたします。

[ 現 調 委 員 ]

<現地調査報告>

吉 川 委 員

それでは、まず第3号議案の 1番の説明をいたします。

1番、・・・、面積 58㎡、合計 438.16㎡。【議案読み上げ】

申請地は、川津町 字奥 国道11号線 金山トンネル東側出入り口から南東約350m、県道 城山川津線に平行して流れる城山川から北に約30mに位置します。

無断転用の有無は有です。

転用目的は、進入路用地です。

申請理由として、申請者は住所を県外に置いているが、申請地の併せ利用地である宅地には実家があり、母親が現在も居住している。その実家である住宅への進入路が狭く車の出入りが出来なかったため、昭和50年頃に本申請地をコンクリート舗装し、その拡張部分として利用していたものが、このたび無断転用とわかり、その解消のため申請を行ったものです。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

続いて、2番、・・・、面積 41㎡、合計 305.16㎡。【議案読み上げ】

申請地は、林田町 字城の角 林田小学校から北に約100m、林田農協会館から西へ約300m、県道 大屋富築港宇多津線(186号線)と県道 林田府中線(187号線)との交差点(ハローズ坂出林田店)からは南に約300mに位置します。

無断転用の有無は有です。

転用目的は、進入路用地です。

申請理由は、昭和55年頃より本申請地の併せ利用地である宅地への進入路として造成し利用していたものが、無断転用であることが判明したので、それを解消するために申請を行ったものです。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

吉川委員 以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございます。  
ただいま吉川委員さんより現地調査の報告がありました、事務局の方で補足説明がありましたらお願いします。

岡崎次長 はい、第3号議案につきましては、先ほど吉川委員さんからの現地調査報告のとおりでございますが、補足としましてどちらも無断転用ですので始末書の提出があります。

以上です。

大原部会長 はい、ありがとうございます。  
ただいま事務局の説明でしたが、第3号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

大原部会長 特にご異議がないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」2件について、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原部会長 続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」13件を議題に供します。  
なお、第4号議案の13番につきましては現地調査を実施しておりますので、引き続き8番吉川委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員] <現地調査報告>

吉川委員 第4号議案13番についてご報告いたします。

13番、・・・、面積 1,088㎡、合計 2,514.52㎡。【議案読み上げ】場所ですが、市立川津小学校から南へ約500mに位置しています。無断転用の有無は一部有です。

転用目的は、貸店舗(コンビニ)、貸駐車場用地です。

申請理由として、譲受人は本社を岡山県に置く不動産会社であるが、事業の一環で店舗商業施設の賃貸も行っている。今回、事業の拡大により坂出市でコンビニエンスストアに利用する貸店舗及び貸駐車場

吉川委員 用地を探していたところ、高齢で後継者がおらず農業を縮小しようと考えていた譲渡人達から条件面で折り合い申請地を譲ってもらえる事になったので、賃借権の設定をして事業を実施するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用であったということで始末書の提出があります。

開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中であります。

転用面積が2,000㎡を超えているので、隣接農地所有者の同意書を添付しています。

香川県農業会議の常設審議委員会諮問案件になります。

以上です。

大原部長 はい、ありがとうございます。

ただいま吉川委員さんより現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せまして事務局の補足説明をお願いします。

藤井事務局長補佐 それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番、…、面積 158㎡、合計 977.72㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、農業法人施設施設で、農業用倉庫2棟、事務所兼居宅と作業場です。

場所ですが、大屋富町須賀公民館から 主要地方道 高松王越坂出線(16号線)沿いに、北へ 約100m に位置しています。

無断転用の有無は有です。

申請理由として、譲受人は平成29年1月18日に設立したばかりの農業法人であるが、今回、業務に必要な農業用倉庫や事務所、作業場等が必要となったので、所有権移転を行うため申請を行った案件です。

譲渡人は、申請地については昭和47年頃に納屋の建築やコンクリート舗装を行い平成27年10月頃まで居住していたが、現在は施設に入居している状態で、かねてより財産の処分を行ってきたという事です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

藤井事務局長補佐

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他として、無断転用については始末書の提出があります。

2番、・・・、面積 581㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、国道11号線 金山トンネル東側出入口から南東に約350m、県道 城山川津線に平行して流れる城山川から北に約30mに位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲渡人は平成25年頃より自己所有農地を太陽光発電設備として農地転用を行ってきたが、今回は譲受人である息子が使用貸借権の設定を行い事業をするために申請を行った案件です。農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との力受給契約申込書(写)の提出があります。

3番、・・・、面積 9.58㎡、合計 809.42㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、進入路用地です。

申請地の場所は、市立林田小学校から北に約100m、林田農協会館から西へ約300m、県道 大屋富築港宇多津線(186号線)と県道 林田府中線(187号線)との交差点(ハローズ坂出林田店)からは南に約300mに位置しております。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は先月2月部会の第4号議案 農地法第5条許可申請 12番において、申請地の東隣を分譲住宅にするため申請を行っていたが、その土地については建築基準法の関係で道路後退を行う関係上、地元関係者から当該申請地についても道路用地として転用してほしいと要望があったので、所有者から2分の1の権利を移譲してもらい分譲住宅地までの進入路を拡幅するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

藤井事務局長補佐

4番、・・・、面積 132㎡、合計 686㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、進入路用地です。

申請地の場所は、県立坂出商業高等学校より南に 約350m に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲渡人は平成9年に父親が亡くなってから申請地の隣接農地を3等分し姉妹それぞれが所有しており、申請地については将来自分たちの子供たちが住宅を建築する可能性があることを想定して建築基準法の接道要件が取れるだけの進入路用地を姉妹3人が各々持分3分の1の共有で相続していた。今回、姉妹3人のうちの二人の子供が譲渡人それぞれが所有する農地に住宅を建築することとなり、使用貸借権を設定して進入路として利用するために申請を行った案件です。

農地の区分は、第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当します。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第4号議案 5番、6番に関連しております。

5番、・・・、面積 277㎡、合計 409㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、非農家の自己住宅用地です。

申請地の場所は、先ほどの4番の農地の南隣になります。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、家族が増え手狭となったので、母親が所有している農地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

農地の区分は、第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当します。周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第4号議案 4番に関連しております。

6番、・・・、面積 277㎡、合計 409㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、非農家の自己住宅用地です。

申請地の場所は、先ほどの4番の農地の南隣、5番の農地の東隣になります。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、家族

藤井事務局長補佐

が増え手狭となったので、母親が所有している農地に使用貸借権を設定して自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

農地の区分は、第3種農地(第2種中高層住居専用地域)に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、第4号議案 4番に関連しております。

7番、…、面積 1,176㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、香川大学教育学部附属特別支援学校の敷地北端から北東に約20mに位置します。

無断転用はありません。

申請理由として、譲受人は事業として太陽光発電等売電事業を行っているが、事業を拡大するため坂出市で用地を探していたところ、高齢で農業の規模を縮小しようとする譲渡人と条件面で合致したので、所有権移転をして太陽光発電設備用地とするために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま

す。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

8番、…、面積 849㎡、合計 1,757㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、鴨川駅から南東に約750m、和風割烹ささや府中店からJR予讃線の線路を挟んだ裏側に位置します。

無断転用はありません。

申請理由として、譲受人は事業として太陽光発電等売電事業を行っているが、事業を拡大するため坂出市で用地を探していたところ、高齢で後継者もおらず農業を廃止しようとする譲渡人と条件面で合致したので所有権移転をして太陽光発電設備用地とするために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で

藤井事務局長補佐

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

9番、・・・、面積 406㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

申請地の場所は、県道 富熊宇多津線と 高松自動車道川津ジャンクション西側側道との交差点入り口の角に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在会社員をしているが、副業として太陽光発電事業を始めようと用地を探していたところ、譲渡人と条件面で折り合ったので、所有権移転をして事業を実施するために申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、転用目的である太陽光発電設備用地の申請に必要な四国経済産業局の設備認定書類と四国電力との電力受給契約申込書(写)の提出があります。

10番、・・・、面積 177㎡、合計 735.52㎡。【議案読み上げ】

転用目的は、貸資材置場、車両置場、車庫用地です。

申請地の場所は、宇多津町との区域界近くで、大東川から西へ 約70m、県道 富熊宇多津線のすぐ東に位置します。

無断転用はありません。

申請理由としまして、譲受人は現在西庄町で事故及び故障車の緊急排除並びに路上応急修理、自動車販売整備・輸入販売等を行う会社の代表取締役を務めているが、事業用に必要な車両等が現在の敷地に置ききれなくなっている。そこで、高速道路のインターチェンジ付近で用地を探していたところ、農業縮小や農業廃止をしようとしていた譲渡人と条件面で折り合ったので、資金の都合上、譲受人が買い受け申請地を貸資材置場、車両置場、車庫に整備した後、会社に貸し出す用地として所有権移転するため申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

11番、・・・、面積 221㎡、合計 1,256.51㎡。【議案読み上げ】  
転用目的は、駐車場用地です。  
申請地の場所は、坂出市林田出張所の南東 約80㎡に位置します。  
無断転用はありません。  
申請理由としまして、譲受人は申請地の西隣で運送業をしているが、朝夕の朝礼・ミーティング時における従業員の駐車場が少なく、これまで近隣の土地や道には出して駐車していた。今回隣接地を譲ってもらえることになったので所有権移転するため申請を行った案件です。  
農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

12番、・・・、面積 203㎡。【議案読み上げ】  
転用目的は、非農家の自己住宅用地です。  
申請地の場所は、市立東部中学校の北東 約200mに位置します。  
無断転用はありません。  
申請理由としまして、譲受人は現在賃貸住宅に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったので、住宅を建てられる場所を探していたところ、子供が通っている学校区と同じ地域で住宅を建築するのに手頃な申請地を譲ってもらえることになったので、所有権移転するため申請を行った案件です。  
農地の区分は、第3種農地(第一種住居地域)に該当します。  
周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
その他としまして、申請地は平成28年7月部会(6号議案1番)で農地改良に係る届出を受理されていた農地である。当該申請において、譲渡人は農地改良の届出を受理され農地造成を行い平成29年1月27日に完了届出を提出し2月15日に受理している。今回、農地改良届出の完了から半月ほどで農地転用の申請が行われている。  
このことについて、無断転用とまで言うかどうかについては判断が難しいところですが、農地造成まで完了しているので無断転用はなしとしています。

藤井事務局長補佐 続いて13番については、さきほど吉川委員さんより現地調査報告をいただいたとおりですが、補足としまして申請地横の宅地に隣接する農地に昭和20年頃から31年頃にかけて母屋の増築や鶏舎を建てていたが、現在は取り壊しているところについて一部無断転用であったということで始末書の提出をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 はい、ありがとうございました。  
事務局より説明がありましたが、第4号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

— 梶野委員 挙手 —

大原部会長 はい、どうぞ。

梶野委員 12番については、どうなんですかね。  
ちょっと問題がないとは言えないですね。

藤井事務局長補佐 委任を受けた業者の方にも話を聞いたんですが、所有者が農地として利用したいという事で農地改良の届出をして農地造成を行った訳ですが、業者の知らないところで所有者が動いて売買の話を取り付けてきたという事なので、業者の方もそのあたりは納得していないという事でした。

梶野委員 今後このような案件があった場合、どう対応するかという事になりますから。

藤井事務局長補佐 対応としては、始末書を提出してもらうかどうかという事になってくるとは思うんですが、前回もこのすぐ隣の農地について今回の譲渡人を含めた共有持ち分ではあったんですが、そちらも農地改良の届出が出て農地造成の途中で5条の転用申請が出てきたという事がありまして、それに関しては無断転用扱いという事で始末書の提出をいただいたという事がありました。

梶野委員 どうしますか。

大久保委員 こういった案件で原形復旧をさせたという事例は無いんですか。

藤井事務局長補佐 原形復旧をさせるといいましても、現在も農地として造成している状況なので、農地は農地なんです。ただ、農地造成後、まだ1作も植えていないという状況です。

新 谷 委 員 農地造成をしたら、何年間は農地として使わないかんという事は言えんのな。

藤井事務局長補佐 農地改良の届出がある度に数年間は農地として利用するように指導を行っているんですが、これまでも農地として利用してきているので農地法第3条のように3年間は耕作しなければいけないという根拠がなくそこまで言うことは難しいと思います。ましてや、今回の場合は用途地域で第3種農地ということもあって、対応としては、無断転用扱いにして始末書を提出してもらうかどうかという事になってくると思います。

大 原 部 会 長 それではみなさん、どういたしましょうか。  
12番の案件につきまして、今回は無断転用扱いとして始末書の提出をしてもらうという事でよろしいですか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 それでは12番の案件につきましては、始末書の提出を求めるという事で対応をお願いします。

藤井事務局長補佐 分かりました。

大 原 部 会 長 ほかにありませんか。

各 委 員 【異議なし】の声あり

大 原 部 会 長 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」申請」13件について、原案通り承認し、うち12件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、13番の案件につきましては、転用面積が 2,000㎡以上ですので、この案件については3月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大 原 部 会 長 続きまして、第6号議案「農地改良に係る届出」1件を議題に供します。事務局に、第6号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐

第6号議案「農地改良に係る届出」について、ご説明いたします。

1番、…、面積 277㎡。【議案読み上げ】

届出理由は、擁壁を最小で0.30m、最大で0.95m設置し、0.70m盛土して果樹の栽培を行うためです。

申請地は、県立坂出商業高等学校より南に約350mに位置しており、平成8年に父親が死亡後、所有していた農地を4分割して内3筆については姉妹3人がそれぞれが単独名義で相続を受け、残りの1筆については姉妹それぞれが3分の1ずつの持分で共有していた。

今回、姉妹2人の子供が各々自己住宅を建てるために届出地の東隣の造成を行うので、届出者の農地だけが低くなり、水はけ等耕作条件が悪くなると考えられることから東隣の土地と同じように盛土をして果樹の植え付けを行うため届出を提出したものです。

周辺農地への影響ですが、被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接農地関係者から同意を得ており、特に問題はないと思われます。

また、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、第4号議案 4番から6番に関連しております。

この案件につきましては、農地改良後数年間は農地として活用するよう重々指導を行っていきたいと考えております。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありましたが、第6号議案について、なにか ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原部会長

特にご異議もないようですので、第6号議案「農地改良に係る届出」1件について、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大原部会長

続きまして、第7号議案「農用地利用集積計画書」31件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

田路書記

それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」31件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が10件、更新が7件、再設定

田 路 書 記 が14件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が8件となっております。

以上、農用地利用集積計画書 31件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

大 原 部 会 長 はい、ありがとうございました。

事務局より、第7号議案の説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大 原 部 会 長 特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」31件につきまして、原案通りこれを受理し、処理してまいります。

大 原 部 会 長 続いて、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」1件 を議題に供します。  
事務局に、第8号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐 それでは、第8号議案「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 765㎡。【議案読み上げ】

当初の転用目的は、貸露天資材置場用地で平成24年12月20日に農地転用の許可を受けております。

場所は、市立白峰中学校の北 約250mに位置するところです。

転用目的は、貸露天資材置場用地を貸事務所、資材置場用地に変更したいという事です。

申請理由として、本申請は平成24年12月20日に許可を受け貸露天資材置場として利用していたが、現在は貸事務所を建てて利用している。譲受人は、地目が農地のままだったので工事完了証明を受けて地目変更を行おうとしたが、現地を確認をすると露天施設ではなく事務所が建っていたので、県の担当者と協議した結果、事務処理要領どおり事業計画の変更申請が必要であると指導を受けたので、現況の利用状況に合わせた計画変更申請を行ったものであります。

農地区分は、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切

藤井事務局長補佐 であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。  
また、新たな計画変更についても、土地改良区意見書から調整を了  
していると考えられるられます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

大原部会長 ただいま事務局の説明がございましたが、第8号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員 【異議なし】 の声あり

大原部会長 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条の規定  
による許可後の事業計画変更」1件 について、原案どおり承認し、  
委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

大原部会長 以上で、本日の農地法等許認可申請の審議を終了します。  
その他案件として、事務局の方でなにかありますか。

細川事務局長 事務連絡  
○県外視察研修 3/29(水)～30(木)兵庫県養父市の出欠確認  
○7月の部会日程を19日にする。(現委員の任期が7月19日までのため)

大原部会長 それでは、これをもちまして3月の農地部会を閉会致します。  
長時間に亘りご審議いただき、ありがとうございました。

(10時03分終了)